商品名等

循環換気装置

(電気用品名等)

1 当該商品等の概要

用途、機能、性能

厨房に設置され、電気調理器等から発生する熱・油煙・水蒸気・臭気をグリスフィルタ、脱臭フィルタ等により処理し、清浄された空気を冷却器により冷却した後、再度厨房内に戻す装置である。

調理台に類するものに循環換気機器を組み込んだだけのもの(汎用機)と、これにあらかじめ電気フライヤー等をセットしたもの(専用機)がある。

構造、仕様、意匠

本体下部には圧縮用電動機、凝縮器等のユニットが組み込まれ、その上に電気調理器を設置する台がある。本体上部には油煙除去フィルタや冷却器からなる換気装置が組み込まれている。

定格等

電気除湿器部:三相200V 50/60Hz、600W 照明部 : 単相200V 50/60Hz、20W

電気フライヤー: 9 kW 又は 11 kW

主な使用者、販売先

レストラン、飲食店の厨房、スーパーマーケット等の調理室。

2 対象・非対象の解釈

電動力応用機械器具のうち、「電気除臭機」として取り扱う。

なお、「電気フライヤー」とセットのもののうち、「電気フライヤー」が電気用品安全法施行令(政令)に定める定格消費電力(10kW)以下のものは、電気フライヤー自体が電熱器具としての電気用品の対象となるため、「電気除臭機」と「電気フライヤー」の複合品として取り扱う。

(理由)

電動力を応用して、厨房等の空気を清浄するもの(臭気を取り除くもの)であることから、「電気除臭機」として取り扱うことが妥当である。また、電気フライヤーを組み込んだセットのものは、「電気除臭機」と「電気フライヤー」の複合品として取り扱うことが妥当である。